

坐禅堂作法の変遷

尾崎 正善

はじめに

本論で取り上げる、坐禅堂作法とは現在宗門で依拠する『普勸坐禪儀』や『坐禪箴』・『坐禪儀』・『坐禪用心記』に記される、坐禅の心得、坐禅中の諸注意ではなく、『弁道法』に見られるような僧堂での進退・鳴物・配役等に関する問題点である。

坐禅について様々論じられる時の大好きなテーマは、その宗教性であり修行観であり、また仏法そのものであろう。そうした議論の場合、宗門では先に記した『普勸坐禪儀』や『坐禪用心記』に見られる坐禅の心得・思想性、坐禪中の姿勢・呼吸法等の身体的諸注意というものを中心として論じられることが常である。さらには、『正法眼藏』「坐禪箴」「坐禪儀」卷を俎上にのぼせ比較検討が行われる。

従つて僧堂内での鳴物、各配役の進退や作法に関しては、その問題点をあまり論じられることはない。古くは面

山師による『洞上僧堂清規行法鈔』卷一「僧堂日分行法次第^①」・『洞上僧堂清規考訂別録』卷一「僧堂日分行法次第考訂^②」において詳細に検討されたことがあることと、僅かに、經行法に関する論考がある程度である。^③

實際には、『弁道法』の記載が僧堂の行事の基本となっているのであるが、現行の儀礼と比較した時、様々な面で変化が見られる。『弁道法』の冒頭に記される、住持人の坐る位置しかり、黄昏坐禪の終わりの鳴物が板であることしかり、經行・抽解の捉え方に関しても、その比較を行うと相違点が散見できる。

本論は、そのような相違点を問題とすることが主たる目的ではなく、僧堂における配役や規則・規範、さらに鳴物等がどのように現行の形に整備されていったのか、その過程の一端を明らかにしようと試みるものである。

一、坐禪堂の進退に関する資料

最初に、坐禪を行なうにあたつて基本的な、僧堂内に入る手順・配役、さらに禪堂内での進退・鳴物等に言及した資料について列記しておこう。

【宗門関係】

『辨道法』・道元禪師

『瑩山清規』・瑩山禪師

『栢樹林清規』延宝二年（一六七四）・正山道白

『雲堂常規』〔曹全〕「清規」四四一頁

「日中行事」〔曹全〕「清規」四四四頁

『洞上僧堂清規行法鈔』 宝暦二年（一七五二）・面山瑞方

卷一 「僧堂日分行法次第」〔『曹全』「清規」三八頁〕

卷一 「日分行法次第教訓」〔『曹全』「清規」四二頁〕

『洞上僧堂清規考訂別録』 宝暦五年（一七五五）・面山瑞方

卷一 「僧堂日分行法次第考訂」〔『曹全』「清規」一二三頁〕

『吉祥山永平小清規』 文化二年（一八〇五）・玄透即中

卷上 「日資・弁道法」〔『曹全』「清規」一一六頁〕

【中国関係】

『入衆日用清規』 嘉定二年（一二一〇九）・無量宗寿

「入衆之法」(Z111.472a)

『入衆須知』 景定四年（一二六一）頃

「入衆之法」(Z111.475a)・「坐禪」(Z111.476b)

『叢林校定清規總要』 咸淳十年（一二四七）・惟勉

卷下 「三、坐禪・坐堂・放參」(Z112.16c)

『禪林備用清規』 至大四年（一二三一）・沢山式咸

卷二 「坐禪」(Z112.34b)

卷十 「日用清規」(Z112.68d)

『勅修百丈清規』至元四年（一二三一八）・東陽徳輝

卷五「坐禪」(T48.1142c)

卷六「日用軌範」(T48.1144b)

【臨濟系】

『小叢林略清規』貞享元年（一六八四）・無著道忠

「日分清規」(T81.692c)

『黃檗清規』寛文二二年（一六七一）・隱元隆琦

「堂規」(T82.776a)

『黃檗山内清規』・木菴性瑫

「堂衆須知」

以上のように様々な清規の中に、坐禪法及び僧堂での進退に関する記述がある。

この中でも、特に宗門の儀礼の基本となるのはやはり、『弁道法』である。しかし冒頭に記したように、細かな配役や鳴物に関する記述はほとんど見られない。いうならば坐禪堂での進退は、当時は慣習法であり、詳細な進退を決めておく必要がなかつたか、あるいは各僧堂の規模や人員という実状に合わせてメモの様な形で伝えるもので、明文化されていなかつたと想像される。さらに、当時の僧堂の形式・規模等に関しても判然としない部分があり、現行と単純に比較できない箇所が多数確認できる。

『弁道法』に先行する記録としては、『禪苑清規』〔崇寧二年（一一〇三）長蘆宗頤〕があるが、坐禅堂内での進退については、入堂法・上牀法を除き詳細な記述は特にない。また『入衆日用清規』には、「入衆之法」、道元禅師とは時代が前後するが『入衆須知』には「入衆之法」・「坐禪」がある。これらの中には坐禪の進退に関する指摘はあるが、基本的にその分量も少なく内容は乏しい。配役や鳴物に関するても、現行のものと直接比較することは出来ない。

さらに、中国関係の資料では、『叢林校定清規總要』卷下「三、坐禪・坐堂・放參」、『禪林備用清規』卷二「坐禪」、卷十「日用清規」がある。これらを受けたものとして『勅修百丈清規』卷五「坐禪」・卷六「日用軌範」がある。特に、「日用清規」・「日用軌範」は『入衆日用清規』「入衆之法」を受けたものである。以上のように坐禪堂での進退・鳴物等に関する記述は多く、現行のもとは類似の点は少くないが、一方で大きく異なる記述もあり、その比較を単純に行なうのは困難である。

さて、宗門にとつては『弁道法』だけでなく、『瑩山清規』「日分行事」がその基礎的内容を示した資料である。無論、現行の『行持軌範』と比較したとき、当時とは大きく異なる点もあるが、何れにせよ宗門にとつて基本となることは否定できない。さらに現行の『行持軌範』の最初の編集である『明治校訂洞上行持軌範』（明治二二年（一八八九））と、その拠り所となつた『楣樹林清規』・『洞上僧堂清規行法鈔』・『洞上僧堂清規考訂別録』・『永平小清規』と比較するとその変化も様々確認できる。

以上、関係する資料を上げたが、この内宗門関係の資料を中心に比較検討することにより、坐禅堂内における諸進退の変遷を明らかにして行きたい思う。なお、ここでは上げなかつた他の資料も適宜比較し、その出典や差違についても言及することとする。

二、四時坐禪の成立

まず、坐禪堂の運営を考えるとき、その最初に「四時坐禪」の成立が上げられる。この問題に関しては、既に多くの論考がなされているのでここでは詳しくは記さないが、⁽⁴⁾ その問題となる点だけを指摘しておこう。

道元禅師の時代、「四時坐禪」と呼ばれる、坐禪の時間帯の決定が見られる。禅師の『弁道法』に定められるものであるが、そこには、四時坐禪として、「後夜（暁天）坐禪・早晨坐禪・晡時坐禪・黄昏（初夜）坐禪」と時間が記され、さらに一々おける進退について指示されている。但し、その時間について必ずしも明確ではない。また、『赴粥飯法』に、

城隍先斎鐘、山林先三鼓。此時若面壁打坐之者、須轉身正面而坐。若在堂外者、即須息務洗手令淨。當具威儀赴堂。⁽⁵⁾

とある事から、食事の前に坐禪を行つてゐる者と堂外にいる者（ここでは作務や諸事を従事する者か）、とがいることが想定される。無論、斎の前であるならば、早晨坐禪を行つてゐるとも考えられるが、坐禪を行じる時に全山一齊というわけでなく、多少のばらつき、各人による取り組みの違いもあつたと考えられる。

『瑩山清規』は『弁道法』を受け、

巳時（十時）。早晨坐禪。

申時。（十六時）從申 香半至酉香半。諸寮打版三下。大衆杖衣著襪。入堂面壁打坐。

戌時（二十時）。蟻腰尚見時。衆寮前版鳴三下。衆僧搭袈裟。入堂各著被位。面壁打坐。如早晨。

寅時（四時）半。庫前鼓打四更三點。是時振火鈴遶寺。（中略）大衆聞之一時起打坐。と、時間を定め、その時々の進退を記している。

さて、道元禅師に先行する中国の清規には『禪苑清規』『入衆日用清規』があるが、それらには坐禅の時間帯は定められていない。因みに『禪苑清規』卷十「百丈規繩頌」の一節には、「除入室・請益、任学者勤怠」とある。これは入室と請益の儀礼は、規則に従つて一同に行うが、それ以外、つまり「坐禅」の参学者の自由意志に任せられていたことが判る。

道元禅師の『隨聞記』卷二（長円寺本）の中では、

又云、我、大宋天童禪院ニ居セシ時、淨老住持ノ時ハ、宵ハ二更ノ三點マデ坐禪シ、曉ハ四更ノ二點三點ヨリオキテ坐禪ス。長老トモニ僧堂裏坐。一夜モ覬怠ナシ。⁽⁶⁾

と、如淨禅師の坐禅の指導の厳しさを伝えているが、その時間の長さを指摘するに留まり、一日の内でどのような時間配分があつたのか知ることは出来ない。

また、『入衆須知』「坐禪」には、

鳴僧堂前板、僧衆入堂。坐定。鳴首座寮前板各三下、首座入堂、巡堂一匝。纔火板響、首座先起、衆人自便、
斎後弁道、随意坐禪。四更坐禪、見入衆篇。昏鐘入堂、定鐘起抽解。（中略）宜常究竟、昼夜三、収摶身心、
了徹大事。⁽⁷⁾

とあり、斎後の弁道は随意であること、四更の坐禪は行つていたこと、昏鐘の後の坐禪も行つていたことが確認できる。さらには、「昼夜三に、身心を収摶し、大事を了徹すべし」とあることから一日中、坐禪をすべき事を指示しているといえよう。

以上のように、中国の史料には時間に関する記述は無いが、栄西の『興禪護國論』卷下「第八禪宗支目門」には、一日一夜式如左。上燈〔黄昏時也、諸僧詣仏殿焼香礼拜〕、人定〔坐禪〕、三更〔眠臥〕、四更〔眠臥〕、五更

〔坐禪〕、卯時〔如黃昏作法〕、天明〔食粥〕、辰時〔讀經學問、長老陞座〕、禺時〔坐禪〕、午時〔食飯〕、未時〔沐浴等事〕、晡時〔坐禪〕申時〔放參也〕。然則四時坐禪無懈怠。⁽⁸⁾

と一日の内に「四時坐禪、懈怠無し」と厳しく定められている。また、無本覺心の「誓度院規式」にも、

〔二、四時坐禪 巳時 申時 戌時 寅時⁽⁹⁾〕

と、四時坐禪とその時間が明記されている。この時間の表記は、『瑩山清規』のそれと全く同じであり、この形式が広く行われていたと思われる。

先に指摘したように、中国の清規には四時坐禪は定められて居らず、当時どのような形で坐っていたかと言えば「隨坐」という形式、つまり時間を定めずその時に応じて常に坐禪弁道していたと考えられているのである。それはより修行僧個人の力量、意志が問われていたと考えられる。但し、四時坐禪の中国成立の可能性も存する。

そうした方向から、四時坐禪へ移行する背景としては、教団の拡大・修行僧の増加・修行のシステム化・各種の法要の規定ということが考えられよう。この中でも、教団の拡大・修行僧の増加は、中国の叢林と単純に比較することは出来ないが、日本で特に顯著とは考えにくい。しかし、三時諷經の確立に見られるような、各種法要のシステム化は、禪宗教団の対社会的要因として重要な位置を占めるようになる。

こうした背景が、坐禪を定時に行うという、叢林を一つの型に当てはめるような方向へと向かわせたと考えられる。それが、次項でも述べるような、坐禪堂内での細かな配役・進退・鳴物、さらには止静・經行・抽解の定型化へと向かわせたのであろう。

三、坐禅堂での進退の変化

次に、坐禅堂での配役・進退・鳴物の変化について、具体的に述べてみたいと思う。その方法として、現行の規程を踏まえ、それが以前の資料や記述と比較してどのように変化してきたか見て行きたい。

このやり方で行なうと、現行では行われていない進退は、その比較から外れる場合も想定されるので、その時は適宜折り込みながら論じることとする。

現行の進退と合わせながら比較を進めて行く上で、基本となるのは、『昭和修訂曹洞宗行持軌範』（昭和六三年（一九八八））の「第一章・日分行持、第一 晓天坐禅・第五早晨坐禅・第十六黄昏坐禅」、「第三編・基本作法、第七・鳴物法」等である。

現在、起床後先ず「曉天坐禅」を行なう。『行持軌範』では、一日の始まりは振鈴であり、続いて洗面が行われる。因みに『弁道法』においては、「黄昏坐禅」をその冒頭に記しているが、ここでは、便宜的に『行持軌範』に準じて論ずることとする。

『昭和修訂曹洞宗行持軌範』「第一章・日分行持、第一 晓天坐禅」の項目を列記すると以下のようになる。（下の頁数は『昭和修訂曹洞宗行持軌範』のもの）

- I、振鈴　〔三頁〕
- II、洗面　〔三頁〕
- III、諸寮衆入堂　〔四頁〕
- IV、入堂順序　〔四頁〕
- V、首座巡堂　〔四頁〕

VII、住持検單

〔四頁〕

VIII、止靜

〔五頁〕

VIII、警策法

〔五頁〕

IX、曉鐘

〔六頁〕

X、直堂交牌

〔七頁〕

XI、開靜

〔七頁〕

XII、搭袈裟

〔八頁〕

さらに、この箇所にはないが、坐禪中の進退として重要な、

XIII、經行（抽解）〔三二頁〕

についても指摘したいと思う。

なお、洗面・警策法・搭袈裟・經行の足の運びに関しては、本稿では扱わないことを予め御了承いただきたい。

各項目毎にその問題点を論じてゆくが、その形式として最初に『行持軌範』の要約を載せ、『弁道法』その他の先行する清規からの出典箇所を明らかにし、面山の批判も含めて比較検討を行い、順次変遷過程・問題点を論ずることとする。

【I、振鈴】

最初に、起床の合図である振鈴の所作である。

『行持軌範』

○辰司、僧堂に灯を点じ、堂内を振鈴（内鈴）して堂衆を警覺する。

○堂行、聖僧前に点灯し、前後門の簾を揚げ、堂前の版を長打三下（洗面版）。

○辰司、僧堂より諸堂の各寮を便宜にしたがい廻鈴（外鈴）し、寮内に灯を点じ、寮衆を警覺する。

これによると、先ず大衆を起床させるための辰司による振鈴、内鈴と外鈴、そして堂行による堂前の版三下（洗面版）が行われる。

『弁道話』には、

後夜聞首座寮前板鳴、（此板或二更四点五点或四更一点二点三点、各随住持人指揮而鳴也。）大衆輕身而起。不可卒暴。⁽¹⁰⁾

と、あるように「首座寮前の板鳴」とだけで、首座寮の版であることは示されるが、具体的な回数は判らない。これに対して『瑩山清規』では、以下のように記される。

寅時半。庫前鼓打四更三點。是時振火鈴遼寺。諸寮前打版四更。榜子三點。首座寮前版鳴。大衆一時起且坐。⁽¹¹⁾

これによると、庫前の鼓で時刻、四更三點を知らせた後、火鈴を振つて寺院内を回り、諸寮の前で打版四更、榜子三點を行う。そして最後に首座寮前の版を鳴らすこととされる。『弁道法』と比較すると、首座寮前の版を鳴らす点は同じであるが、現在の振鈴に準ずることが既に行われていることが認められる。

この形式は、面山『洞上行法鈔』卷一、「僧堂日分行法次第」に

四更ノ三點を初トシテ、行者、振鈴巡廊シテヨシ。〔打更點法別規アリ〕諸寮ハ鈴ヲ聞テ、起テ點燈ス。堂司行者先起、洗面點燈シ、堂前二鳴版三下ス、ユルク打ベシ。⁽¹²⁾ あるよう継承されている。この形は、ほぼ現行のものといえよう。

『楣樹林清規』では、

寅時、直堂人、僧堂ヨリ火鈴ヲ振ツテ遶寺、方丈前ヨリ、衆寮前と次第ス。堂外行者人力、燈火ヲ各處ニ備フ。
直堂次ニ報首座、打堂前版三下ス、長打ナリ。次ニ庫前衆寮方丈等、次第二打板三下ス。大衆ハ長打版ノ時、
齊ク起テ、洗面シ、上床坐禪ス。⁽¹³⁾

とある。これは『瑩山清規』同様、火鈴を振つて寺院内を遶つた後、堂前の版三下、さらに庫前・衆寮・方丈等の版を次第に三下するという。

これに対し、面山『洞上僧堂清規考訂別録』「僧堂日分行法次第考訂」にある「黄檗様」批判の中に、次のような指摘がある。

今マデノ上刻、直堂人禪堂ヨリ火鈴ヲ振テマワリ、諸寮ニ打版スルハ非ナリ。直堂ハ一日直ニ堂中ノ被单ヲ看守スル職ニテ、規矩ノ行法ニハアヅカラズ。(中略) 諸清規及ビ、永規・瑩規トモニ坐禪ノ打版ハ、堂司行者ナリ。直堂打版ハ明規ナリ。改ムベシ。⁽¹⁴⁾

これは明らかに『楣樹林清規』を意識したものである。直堂が火鈴を振てまわることは非法であると述べているが、さらに直堂は元來、僧堂内の管理を司る者で禪堂を空けてはいけないという批判が続いている。また、諸寮の打版も非法であると指摘しているが、『楣樹林清規』で行われていたことは、先に述べたとおりである。一方、現行では止静を始め直堂の行なう鳴物があるが、『弁道法』『瑩山清規』共に鳴物は堂司行者が行つている。

因みに直堂という配役は、既に『禪苑清規』にあるので、当時鳴らし物を行つていれば当然その役割は記されたはずである。このような配役の変更も江戸期に行われていたことが判る。

なお、『禪苑清規』卷十「百丈規繩頌」には、

一、後夜及板鐘未鳴、或先起切須低聲揭簾出入。¹⁵⁾

とあり、後夜に起床の合図として板・鐘を鳴らしていたことが判るが、鈴（振鈴）については言及されていない。

同様に『入衆日用』「入衆之法」にも

睡不在人前、起不落人後。須五更鐘未鳴輕輕擡身先起。¹⁶⁾

とあり、五更の鐘により時刻を知らせるることは明らかであるが振鈴の記述はない。

この記述は、後の『備用清規』卷十「日用清規」・『勅修清規』卷六「日用軌範」にもあり、起床の際、鐘を打つて時刻を知らせるることは継続的に広く行われているが、振鈴に類する記述は確認できない。鈴を振つて全山に起床を知らせるという形は、日本で成立したものであろうか。

【II、洗面】

洗面の作法に関しては、本稿では論じないが、その時間・出入の作法に関してのみ指摘しておく。

『行持軌範』

○振鈴を聞いて、後架に赴いて洗面。被位にかえつて面壁坐禪する。

○後架に赴く法は、上間の者は後門の北頬より出る。出るには右足から出て、入るには左足から入る。

○下間の者は後門の南頬より出る。出るには左足から出て、入るには右足から入る。

ここには、入堂の仕方、特に足の運びについて詳しく定めている。

『弁道法』には、

抽身下牀輕身輕歩、經便路而赴後門、輕両手揭簾而出。若在上間從北頬出、先出右足。若在下間從南頬出、先

出左足。⁽¹⁷⁾

とあり、現行の記述と同じであり、また次の【Ⅲ、諸寮衆入堂】に示す『赴粥飯法』の入堂の法とも同一である。⁽⁵⁾ なお、『弁道法』には洗面の詳しいやり方が示されるが、先に記したようにここではその指摘までにとどめる。

【Ⅲ、諸寮衆入堂】

僧堂を始め、各寮舎の修行僧が僧堂に入る、順番・作法、さらに上牀法についてである。

『行持軌範』

- 諸堂の各寮衆も振鈴を聞いて起床、洗面し僧堂に赴き、被位に就いて面壁坐禪する。
- 入堂の法 前門の南頬より、左足を挙げて入り、聖僧に問訊。
- 上間の者は、聖僧龕の後ろを経て、下間の者は、単頭單の前から左に転じて自位に至る。
- 鄰位問訊（自身の单に向かつて合掌低頭）。鄰位の二人は合掌を以て受ける。
- 対座問訊（向かいの者に向かつて合掌低頭）。対座の者は合掌を以て受ける。
- 問訊終わって、上牀。
- 上牀の法は、「第一編・第一章・日分行持・第三、朝粥行鉢上牀法」にある。
- *上牀の法は、右手で左辺の袈裟や衣袖を左の脇に收め、左手で右辺の袈裟や衣袖を右の脇に收める。
- 両手で膝の上に袈裟を掲げ、左手でこれを保ち、右手で床を支えて、まず右足を縮めて牀に上がり、次に左足を收めて半跏趺坐する。
- 上牀したら、直ちに俯いて脱いだ鞋（履き物）を整頓する。

この入堂の法から、上牀に至る箇所に關しては、『赴粥飯法』に以下のようにある。

前門入者、上下問者、並從南頬入。先拳左足而入、次入右足而行。所以不從北頬并中央入者蓋尊崇住持人也。

(中略) 〈後門入者、上間牀者從北頬入、先拳左足。下間牀者從南頬入、先拳右足。於聖僧後、向東問訊訖赴座。〉

(中略) 上牀之法問訊隣位。所謂向牀座問訊、則問訊上下肩也。順轉於上肩。〈上肩者左肩也。〉次問訊対座。先以右手斂左邊衣袖、压定於腋下、復以左手斂右邊衣袖压定於腋下。然後兩手提面前袈裟、次併以左手提之。即双足次踏牀近之地而座牀縁次棄鞋。次以右手按牀、次縮左脚上牀。次收右脚拳身正座、压數於右脚。今云先右手按牀、次縮右脚上牀、次收左脚拳身正座。左脚压數右脛而坐。次展袈裟蓋膝上、不得露内衣。不得垂衣於牀縁。^⑤

これによると、『行持軌範』はほぼこの内容を受けていることが確認できる。後門から入堂する作法に關しては、先に【II、洗面】のところで示した通りである。

また、『禪苑清規』卷一「赴粥飯」にも詳しい入堂の法、上牀の法が記されおり、『赴粥飯法』はそれを受けていることが知られている。^⑯

以上、入堂から上牀に到る進退には大きな相異・変化は見られない。

【IV、入堂順序】

次に、僧堂内への入堂のタイミングと順番である。

『行持軌範』

○僧堂衆は、内鈴の後、長打（洗面版）第一下より第二下の間に洗面帰堂する。

○諸寮衆は、廻鈴の後、第二下より第三下の間に入堂

『弁道話』では、

五更鳴首座寮前板三下。住持人首座坐堂以後、大衆不得從前門出入。⁽¹⁹⁾

と、首座寮の版三下の後住持・首座の入堂を記すのみで、その順番もタイミングもはつきりしない。

これに対して『洞上行法鈔』には

堂司行者先起、洗面点灯シ、堂前ニ鳴版三下ス、ユルク打ベシ、諸寮遠テ聞ヘガタキハ、寮寮ノ前ノ版ヲ、コノ三下ノ次ニ打テシラシム。諸寮ヨリ入堂スル衆ハ、版ヲ聞テ、首座入堂ノ以前ニ後門ヨリ入テ、被位ニ就テ面壁ス。⁽²⁰⁾

とあり、版の後（途中か）に入堂することが示されるが、現行のような「二下の間」・「二下と三下の間」というような細かな規程はない。さらに、諸寮衆は後門から入ることが示されており、現行の前門からの出入とは異なる点が見られる。

因みに、『入衆須知』「坐禪」には、

毎日坐禪。堂司行者、覆方丈首座、鳴衆寮前板三下、鳴寢堂前板、僧衆入堂。坐定。鳴首座寮前板各三下、首座入堂、巡堂一匝。⁽²¹⁾

とあり、衆寮前の板三下と寢堂前の板を打するのが坐禪の合図で、次項で記すが首座寮前の版三下が首座入堂の合図である。

V、首座巡堂

次に首座の巡堂についてである。

『行持軌範』

○堂行は、長打（洗面版）第三下し、次ぎに首座寮前の版を打して、首座の入堂を報ずる。

○搭袈裟にて入堂し、聖僧前に問訊・進んで焼香・退いて三拜。終わつて合掌し左に身を転じて、下間より上間に巡堂。

○自位にいたり、鄰位問訊・対座問訊、脱鞋上牀、牀縁に向かつて坐禪。

まず、首座寮の前の版を打すことと、首座巡堂の作法が示されている。

『弁道法』には、

五更鳴首座寮前板三下。住持人首座坐堂以後、大衆不得從前門出入。⁽¹⁹⁾

とあるのみで、首座寮前の版三下は記すが、特に首座の巡堂についてはない。首座の巡堂は、以下に記す放参の関係の時だけである。

放參前首座入雲堂。首座入堂路、經雲堂之北簷下、而從前門之南頬入。或擊首座寮前板三下了入堂、聖僧前燒香罷、就位而坐。或燒香問訊於聖僧罷、巡堂一匝訖、就坐。⁽²⁰⁾

中国の清規では、『入衆須知』「坐禪」に「鳴首座寮前板各三下、首座入堂、巡堂一匝」⁽²¹⁾とあり、首座の巡堂が明記されている。

これに対して『瑩山清規』には、以下のようにある。

首座寮前板鳴。大衆一時起且坐。而待首座巡堂、巡堂過後。各各抽身而趣後架。（中略）首座者先起。疊枕子

而鳴之。大衆聞之一時起打坐。首座先洗面搭袈裟。燒香巡堂檢點大衆起不起。⁽¹⁾

これによると、首座寮前の版を鳴らすことは同じであるが、その次の巡堂はまだ寝ている者がいないか点検の為の巡堂である。このような洗面前の巡堂の形式は現行のものとは大きく異なる。

『梧樹林清規』には、

但ダ首座ノミ搭袈裟シ、遼堂一匝シテ、檢點大衆起不起。大衆定坐シ、待主人入堂。と、大衆の起床の点検は受け継がれる。⁽¹³⁾

これが、『洞上行法鈔』になると

堂司行者、首座寮前ノ版ヲ打コト三下、首座搭袈裟、前門ノ南頬ヨリ簾ヲ掲テ入テ、聖僧ニ問訊燒香シ、下間ヨリ上間ニ巡堂シテ位ニツク。⁽²³⁾

とあり、現行の形式とほぼ同様となり、その時間が坐禪の前と考えられる。

以上より、首座の巡堂（点検）は、面山の説を受けていることが判る。ただし、首座の搭袈裟については、面山の批判記事もある。『洞上考訂別録』には、

今マデ晩天ニ首座ノミ搭袈裟シ、巡堂一匝シ、檢點大衆起不起スルコト、瑩規ニ、首座先洗面搭袈裟、巡堂檢點大衆起不起アルニヨレドモ、檢點ノミニ搭袈裟スベカラズ。永規ニ、首座搭袈裟ノコト見ヘズシテ、後夜坐禪、大衆不搭袈裟、住持人袈裟掛于椅子而坐禪。是法也トアリ。勅規ニ衆帰堂已、首座入燒香巡堂。次住持入燒香巡堂。四鼓鳴住持出、鐘鳴首座出トアルナレバ、コノ首座搭袈裟ハ、聖僧ニ燒香巡堂ナタメナリ。坐禪ノ時ハ卸スベシ。⁽²⁴⁾

とあり、これによると首座の搭袈裟は、大衆を点検する時にのみなされるもので、坐禪中には下ろすべき旨が述べ

られていが、この指摘は現在、特に問題とされるところではない。

【Ⅵ、住持検單】

次に住持の巡堂・検單についてである。

『行持軌範』

○堂行、首座寮前の版を打した後、方丈前の版三下し方丈の入堂を報ず。

○搭袈裟にて、諸堂行香。

○前門の中央、又は北頬より右足を挙げて入堂。

○聖僧に問訊・進んで焼香・退いて三拝。終わつて合掌し右に身を転じて、上間より下間に叉手にて巡堂、外堂の下間、上間を経て聖僧前に帰り問訊。終わつて椅前に至り鄰位問訊・対座問訊し、脱鞋して椅上にて坐禅。

○侍者と行者は、入堂することなく、前門の外に留まり、住持の位に就くを待つて、その場で問訊、被位に至つて鄰位問訊・対座問訊し、坐禅。

ここには、諸堂行香と入堂・検單、そして侍者と行者の進退が示されている。

『弁道法』の該当箇所は、以下の部分である。

黄昏坐禅、聞昏鐘搭袈裟、入雲堂就被位坐禅。住持人就椅子向聖僧而坐禅、首座向牀縁而坐禅、大衆面壁而坐禅。住持人坐禅時、椅子後屏風外設一榻、而或志侍者一人、或志行者一人、伺候于住持人矣。坐禅時住持人入堂、從前門之北頬而入。到聖僧前向聖僧問訊燒香訖。問訊聖僧罷、叉手而巡堂一匝、到聖僧前、向聖僧問訊、

到椅前向椅問訊、順転身向聖僧問訊訖、褰衣袖而就椅子、脱鞋收足、跏趺而坐。侍者行者留立前門内南頬、不従住持人而巡堂也。住持人就椅子坐訖、侍者行者等在本位處、向聖僧問訊訖、潛著椅後之榻。住持人香合、侍者行者等帶之。⁽²⁵⁾

この箇所は、「黄昏坐禪」の箇所であり、現行の晩天坐禪とは異なるが、住持の進退を記した部分として挙げた。これによると、入堂・検單は現行のやり方と同じであり、また、侍者・行者に関してもその立つ位置が異なるが、その継承が確認できる。

なお、諸堂行香に関しては、『弁道法』・『瑩山清規』・『楣樹林清規』にはないが、『洞上行法鈔』から確認できる。そこには、⁽²⁶⁾

次ニ方丈前ノ版ヲ打コト三下、住持諸堂ニ行香シ、末後ニ聖僧ニ行香。前門ノ北頬アルヒハ中間ヨリ入ル、出入トモニ、方丈侍者簾ヲ掲グ。聖僧ニ問訊燒香三拜ノ時、侍聖、打磬三下ス、住持上間ヨリ下間ニ巡堂シテ椅子ニ著ク。袈裟ヲ卸シテ、椅子ニカケテ坐ス

と、諸堂行香が示されており、この時点での成立を窺わせる。と同時に、巡堂の後、袈裟を下ろして坐すことが定められている。これは先の首座の坐禪の形式に準じた記述で、巡堂のみ搭袈裟し、後に大衆と同様に袈裟を着けないという形式を取っていたことが判る。

但し、『明治校訂洞上行持軌範』には、

次ニ堂行方丈前ノ版ヲ打スコト三下。住持搭袈裟入堂。前門ノ中央、(又ハ北頬)ヨリ先ツ右足ヲ入ル。聖僧前ニ問訊、進テ燒香、退テ又問訊。畢テ又手シ、直ニ身ヲ転シテ、聖僧ノ前ヲ遮リ、上間ヨリ下間ニ巡堂一匝。聖僧前ニ還テ問訊シ畢テ椅前ニ到リ鄰位・対座問訊、脱鞋椅ニ就テ坐ス。

とあり、この段階では諸堂行香は定められていない。また、巡堂で外單を巡ることも記されておらず、袈裟を下ろすことも定められていない。

これが、現行のような諸堂行香が示されるのは、『昭和改訂曹洞宗行持軌範』 昭和二五年（一九五〇）になつて、「住持は搭袈裟にて先づ諸堂に行香する（巡る順序はその寺の便宜で良い）」と、示されてからである。

さて次に、『弁道法』では、

住持人就椅子向聖僧而坐禪、首座向牀縁而坐禪、大衆面壁而坐禪。住持人坐禪時、椅子後屏風外設一榻、而或志侍者一人、或志行者一人、伺候于住持人矣。⁽²⁷⁾

とあり、住持人が聖僧と向かい合つて坐禪する・住持の後ろには屏風を立てる・その屏風の外に椅子を用意するなどの場所がある、等のことが判る。

現在の禅堂と構造の違いもあるうが、単純に住持は聖僧の正面に対し坐す形式が取られていたと想定される。

また、住持の入堂のタイミングに関して『梧樹林清規』には以下のようにある。

次主人ハ、五更ノ第三点ヲ聞テ入堂ス。先焼香礼拜、遶堂シテ、拋椅子、向聖僧坐スベシ。五更第三点ノ次ニ、鳴大鐘百八声是レ三会ナリ。如黄昏鐘、第一会終ルトキ、鳴魚三下シテ、挿香礼拜等如前。但シ始ノ坐香一支ニテ、第二支ノ經行無シ。大鐘止ミ、五更ノ第四點ヲ聞テ、魚一声シ、開前後門、小開靜ヲナス。⁽¹³⁾

これに対する『考訂別録』卷一には、以下のようないふりがある。

今マデ主人ハ、五更ノ三點ヲ聞テ入堂ス。次ニ曉天ノ大鐘百八声ヲ三会シテ、第一会終ル時、鳴魚三下シテ、挿香禮拝シテ、坐禪ヲハジム、二会三会ノ間ヲ坐禪シテ、三会ノ了ニ、五更ノ四點ヲ聞テ、一魚シテ開靜ス。コレ瑩規ニハ、五更一点鳴、主人入堂トアリ、五更三點後、鳴大鐘三会、如黄昏鐘トアリ、五更ノ三点ニ、主

人入堂ハ、瑩規ニ違ス。爾レドモ、更數モ點二數モ誤リナレバ、右ノ行法ハ言フニタラズ。坐禪ノハジメニ鳴魚三下、挿香等ハ明様除クベシ。⁽²⁸⁾

これは、『柏樹林清規』に対する直接的批判である。まず入堂の時刻が、五更一点から五更ノ三点に変更になつた点。次に百八声を三会に分けるのは後の【IX、曉鐘】でも触れるよう『瑩山清規』に既に記されるが、「第一会終ル時、鳴魚三下シテ、挿香礼拝シテ、坐禪ヲハジム、二会三会ノ間ヲ坐禪シテ、三会ノ了ニ、五更ノ四點ヲ聞テ、一魚シテ開靜ス」という坐り方は、『柏樹林清規』以前のものには確認できない。

さらに次項でも述べるが、「坐禪ノハジメニ鳴魚三下、挿香等ハ明様除クベシ」⁽²⁹⁾と止静に関する批判もある。

【VII、止静】

次に坐禪の始まりの合図、止静についてである。

『行持軌範』

○直堂は、住持の坐し終わるを待つて、前後門の帳簾を下ろし、小鐘を鳴らすこと 三声。

(あるいは、住持、聖僧前に問訊、合掌低頭を見て三声し、帳簾を下ろす)

○堂行は、後門より出で諸堂・各寮点検。

止静、つまり坐禪の開始の合図であるが、住持が位について三声を入れるか、住持の聖僧に対する問訊に合わせて三声を入れるか、二通り示されている。

止静に関して、『弁道法』・『瑩山清規』には確認できない。また、先の【VII、住持検單】で指摘した如く、『考訂別録』卷一には、「坐禪ノハジメニ鳴魚三下、挿香等ハ明様除クベシ」⁽²⁹⁾とあり、さらに「止静ノ木魚ハ明様除ク

ベシ⁽³⁰⁾』と否定している。

現行、坐禪を始めるには、先に述べたように「洗面版」第三下し、次に首座寮前の版を打し、さらに方丈前にて版三下、その後住持は諸堂行香、僧堂に入堂する。そして聖僧に焼香・三拝、検單の後自位に坐し、それを確認して止静（小鐘三声）が鳴らされる。

既に記したが、『弁道法』においては、住持入堂の後、焼香・検單は示されるが、止静の鐘に関しては記されていない。『瑩山清規』にも首座寮前の版を長打三下して、坐禪を知らせるることは記されるが、止静に関する記述はない。

ここでいう最初に示した「鳴魚三下」が、方丈前・首座寮前の版か止静のための版か、明確に記されるわけではないが、以上述べたように方丈前・首座寮前の版にであるならば批判の対象となることは考えにくい。さらに、止静の鳴物の批判でも「木魚ハ明様」と記している点、さらに後に述べる「経行・抽解」の箇所でも僧堂内の合図に「魚」を使用している点から、止静のための魚三下とおもわれる。

これに関して、『黄檗山内清規』〔雜著章第七・堂衆須知〕⁽³¹⁾の影響を受けていることは、すでに指摘しているが、ここで改めて該当箇所を記しておこう。

下後門帳、而帰椅子。坐随意、香了二魚、經行、香將完二板、堂衆半坐。魚一鳴上單、閉前門、獻香於仏前。
次閑後門、三板止靜、

つまり、現行の小鐘三声はその初期の段階、黄檗の影響を受けた当初は、木魚（魚鼓）を鳴らしていたのである。さらに、初期において止静は無かつたのであるが、一斉に坐禪を開始するという形式が『梧樹林清規』以降に取り入れられるようになるのは、僧堂が大きくなつて行く過程で、その統一的な指導のために採用されたと想定さ

れる。

【VIII、警策法】

警策の使用法に関しては、過去の史料と比較することが出来ないので、本稿では論じない事とした。

【IX、暁鐘】

次に暁鐘の鳴らし方である。

『行持軌範』

○辰司、止静を聞いて時分を報ず。

○時分報じ終わつて、鐘司、大鐘を鳴らすこと一百八声。

暁鐘に関しては、『弁道法』にその記述はないが、『瑩山清規』には、

五更三點後、鳴大鐘如^レ黃昏鐘。⁽¹⁾

とあり、現行の暁鏡に準じたものがある。この黃昏鐘は、昏鐘のことで日没後鳴らされる物で、『行持軌範』には「暁鐘と同じ」と記されるのみである。これは、一日の行事を起床の時間である、後夜から記す現行のものと、黃昏坐禪から記す『弁道法』、辰時早晨から記す『瑩山清規』との違いによるものである。

さてその様に見た時、『弁道法』には、

黄昏坐禪、聞昏鐘搭袈裟、入雲堂就被位坐禪。⁽²⁵⁾

とあり、昏鐘を鳴らしていたことが確認できるが、どのような鳴らし方であつたかは判らない。しかし、『瑩山清

規』では実際に昏鐘という呼称は用いないが、黄昏坐禪に該当する箇所に以下のようにある。

戌時 蟻腰尚見時。衆寮前板鳴者 △三下 衆僧搭袈裟。入堂各着被位。面壁打坐。如早辰。聞板鳴寮主打併衆僧行履。而待明日。打鐘行者。△古多者、沙彌主之。淨口手而到鐘樓。燒香合掌鳴曰。三塗八難息苦停酸。十方法界聞声悟道。然後打鐘。緩十八声。緊十八声。為一會。又緩十八声。緊十八声。為二會。初會間大衆入堂。二會終首座入堂。燒香巡堂。三會如前三會。⁽²²⁾

緩く十八声、緊く十八声で三十六声、それを三会で一百八声となり、これは現行の『行持軌範』「第三編・基本作法、第七・鳴物法」では、略した時の鳴らし方として定められているものと同じ形式である。

このような鳴らし方について、先に示したように『楣樹林清規』には、

五更第三点ノ次ニ、鳴大鐘百八声、是三会ナリ。如黃昏鐘。⁽²³⁾

と、さらに『洞上行法鈔』には、

三点ノコロ大鐘百八声。⁽²⁴⁾

とあり、『瑩山清規』の作法が継承されていることが確認できる。

ただし、『弁道法』には、

放參時掛放參牌、昏鐘鳴收放參牌。坐禪法早晨鳴板、黃昏響鐘。大衆搭袈裟入雲堂、就被位面壁坐禪。⁽³⁴⁾

とも記される。「早晨には板を鳴らし、黄昏には鐘を響かす」とあるが、これを昏鐘とするならば、午前中の坐禪では版を鳴らしていたと思われる。無論、これは晩鐘の例ではないが、あるいは『瑩山清規』の時点では挿入されたとも想定される。

また、中国の清規の例としては、『禪苑清規』卷三「首座」に、

昏鐘下窓簾、明即捲之。⁽³⁵⁾

とあり、『入衆日用清規』には、

昏鐘鳴、即合掌念佛云（『備用清規』卷十には、黄昏鐘鳴、即合掌念佛云とある）⁽³⁶⁾とあることから、『弁道法』の昏鐘はこれを受けていると思われる。しかしながら、曉鐘に関する記録は認められず、『瑩山清規』で何を根拠に行うようになったのか判然としない。

【X、直堂交牌】

直堂牌の受け渡しと、警策を収めること、さらに帳簾を捲き上げる等、住持の出堂の準備に関してである。

『行持軌範』

○この時（曉鐘やんで、辰司が時分を報ずる時）、直堂交牌す。

○警策を収める。

○前後門の帳簾を捲き上げる。

ここでは特にその作法には言及しない。それは、次に述べるように先行する史料に具体的な記述がないからである。

この直堂牌の交換に関しては、『禪苑清規』卷四「聖僧侍者爐頭直堂」に、

早晨長板時、大衆集時將直堂牌於當日上座前問訊云、上座今日直堂。交牌訖問訊歸位。⁽³⁸⁾

とあり、直堂牌の交換が行なわれことが記されるが、その時間は早晨坐禪の後である。

さて、これは『弁道法』にも『瑩山清規』・『栢樹林清規』にもこの点に関しては記されていない。

『洞上行法鈔』には

早晨ノ長板、大衆集ル時、直堂牌ヲ以テ、當日ノ上座ノ被位ノ前ニ置テ問訊シ、上座今日直堂トイヒテ、牌ヲワタシ、亦問訊シテ帰位ス。⁽³⁹⁾

と、『禪苑清規』そのままの引用が見られる。これを以てそれ以前には、曉天坐禪後の直堂牌交換が行われていなかつた訳ではない。

『大鑑清規』「僧堂衆僧須知」には、

一、明日當次直堂者、今日直堂之者、預先報知其。明日直堂者、今夜四更一點、須在被位俟開靜時、上肩僧交付直堂牌與下肩僧。日日如是。不可推懶。如下肩僧出外不回時、且又以次僧交付之。直堂俟前出外僧歸、仍令未進分直之。如三日不帰除名⁽⁴⁰⁾

と、四更一点の開靜の時を俟つて、直堂牌を上肩僧から下肩僧に付している。さらに、次の者が外出して居なければ、その次の僧に付し、その僧が三日、帰らなければ除名する今まで定められている。

少なくとも現行の規程は、『禪苑清規』及び『洞上行法鈔』を参照し、『大鑑清規』のような曉天後の交牌を取り入れたのである。

XI、開靜

次に、坐禪の終わりを告げる開靜について述べる。

『行持軌範』

○庫堂行者、辰司の時分を報じ終わるを待つて、厨前の雲版を緩く打つこと二会。これを小開靜という。

○次に厨前の雲版と鐘樓、僧堂前、及び諸寮前の版とを一時に緩く交打すること一會。これを大開靜といふ。

○大開靜を打ち切つたとき、鐘司殿鐘を打ち出す。

○直堂、小鐘を鳴らすこと一声（放禪鐘）。

○住持、聖僧前に問訊、出堂帰寮。

○住持出堂の後、首座及び諸寮衆、出堂。

小開靜と大開靜の鳴らし方、さらに放禪鐘、そして住持・首座・大衆の出堂と続く。

『弁道話』での開靜は、以下の通りである。

未開靜前不得收單摺被。方候開大靜、所謂厨前雲版及諸堂前板一時俱擊。¹⁹

大開靜（開大靜）は、廚房の前の雲版と諸堂前の版とを一時に鳴らすというもので、現行のように、小開靜と呼ばれる二会が行われた後の交打であるのかは判然としない。

さらに、放禪鐘に関しては、黄昏の坐禪の箇所であるが以下のようにある。

黄昏坐禪欲罷鳴板。或二更三更之中、或一点二点三點。隨住持人之指揮。²⁷

鳴らす時間は兎も角として、何度も述べているように「版」を鳴らして知らせている。これは、現行の小鐘とは異なるもので、この時代には僧堂内の合図の多くが版を用いていたことが判る。また、「放禪鐘」の呼称もない。

さて、現行とは異なる鳴らし方があつたことが、面山の批判により知ることができる。『考訂別録』卷一には、以下のようにある。

曉天ニ小開靜トテ、禪堂ニ打版三通シ、終ニ引磬ト大磬小鐘タガヒニ三下スルハ明規ナリ。瑩規ニ、庫前版鳴三会、名小開靜ト見ユ、禪規同ジ、古規ニ改ムベシ。鼓版擊動、長打ニ下シテ、大開靜ト瑩規ニ見ユレドモ、

永規ニハ、厨前雲版、諸堂前版、一時俱擊ヲ大開靜ト云。三会トハ見エズ。禪規モ大開靜ハ一會ナリ。永規ハ禪規ヲ本トス、諸堂前版ヲ一時ニ、一会打ヲ大開靜ト云ガ、禪規、永規ニ合ズ。鼓版擊動ト云ヲ、今時心得チガヘ、大鐘ノ脣ト大鼓ノ礎ト一人両手ニテタタキマジヘ、三通スルヲ大開靜トイウハ非ナリ。今時除煤ノ時ニ、諸寮ノ板一時ニウツガ、大開靜ノ本式ニ似リ。⁽⁴¹⁾

少し長文の引用になつたが、禪堂に打版三通し、最後に引磬と大磬小鐘互いに三下する、という鳴らし方があつた。また、『瑩山清規』のような三会の大開靜を否定している。これは当時、小開靜・大開靜の鳴らし方が三会で行なう例が多かつたのであろうか。

因みに、『禪苑清規』卷六「警衆」には、以下のようにある。

凡聞鐘鼓・魚板、須知所爲。五更鳴大鐘者、警睡眠也。次厨前打小鐘子者、開小靜也。【諸寮供過行者及燈頭等並皆先起。】次擊厨前雲板者、開大靜也。【衆僧齊起、方得摺疊單被。及上蚊廚。】⁽⁴²⁾

開小靜之法【先擊板三聲、漸漸高大令聲調暢、從慢至緊、從重至輕、爲一會。至三會殺声徐徐打三下。】⁽⁴³⁾

開大靜之法【如開小靜之法。只長打一會也。】⁽⁴⁴⁾

まず、開靜とは「静睡を開覚する」意味で用いており、大衆の起床の合図である。『禪苑清規』ではこの意味で用いるだけで、後世の坐禪から解放する意味では用いていない。その鳴らし方は、厨前の小鐘（板か）を三会するのが小開靜（開小靜）で、続いて雲板長打一會を大開靜（開大靜）としている。これに対して『瑩山清規』には以下のようにある。

後夜鐘罷。庫前五更四點後。庫前版鳴三會。名小開靜。行者齊起也。卯時。將終。五更五點後。鼓版擊動。長打二會也。名大開靜。大衆摺被摺單包被。巾安被上。⁽⁴⁵⁾

庫前の版を鳴らすこと三会が小開静で、後夜の坐禪の終わり、諸寮の行者の起床の合図になる。さらに、卯時、五更五点の後、鼓と版を長打すること三会を大開静とする。この箇所が面山の批判するところで、『禪苑清規』も『弁道法』も一會だけであるとする。

因みに『勅修百丈清規』にも「開小靜」の記述があるが、具体的な鳴らし方は記されず、おそらくは、『禪苑清規』に準じていたものと思われる。⁽⁴⁾

【XII、搭袈裟】

本論では、僧堂の直接の作法でないので、搭袈裟の法に関しては触れないこととした。

【XIII、經行・抽解】

最後に、現行の『行持軌範』と以前の清規類との規程の中で大きく異なる「經行」と「抽解」について記しておこう。

『行持軌範』（經行中の所作は論じない）

- 懈怠を生じる懼れがあるときは經行を行なう。
- 住持の指揮による。
- 直堂、警策を收め、小鐘二声。一衆、牀を下り、經行場に赴く。
- 經行場は、僧堂の左右両廊を用いる。
- 經行場のない僧堂、もしくはこれを用いない場合は、便宜上、僧堂内の路地で行なう。

○経行を終わるときは、小鐘一声し一同旧位に復し、放禪し、あるいは小鐘三声にて、旧位に復し、揖したのち、上牀して坐禅。

○また、坐禅長きに亘り、独りだけ経行しようとするならば、搭袈裟のまま軽く身を起こし、安詳かに牀を下り、経行場にゆく。（ただし、今日ではこのような場合は少ない）

○（経行鐘—小鐘二声—で経行。引き続いて坐禅の場合は、止静—小鐘三声。経行の後、東司等にゆく時間を設けた後、坐禅を行なう場合は、放禪鐘—小鐘一声—を入れ、しばらくしてから止静）

このように鐘を合図に、一斉に坐禅を止め、経行を行ない、休憩を取り、再び坐禅を行なうと定めている。と同時に独りだけ経行しようとする場合も想定されている。

こうした一連の流は、現在の僧堂及び坐禅会などで普通に行なわれている。しかし、このような進退は極めて最近になつて明文化された。『明治校訂洞上行持軌範』（十二丁裏）には以下のようにある。

坐久フシテ経行セント欲スル者ハ、搭袈裟ノママ軽ク身ヲ起シ安詳ニ牀ヲ下リ鞋ヲ着ケ上間ハ後門ノ北頬、下間ハ同ク南頬ヨリ出デ、経行處ニ赴クベシ。鞋履ヲ響ス可ダス。若シ大小便利ニハ未タ被位ヲ離レズ、坐シナガラ先ツ袈裟ヲ脱シ襞ミ畢テ函櫃ノ上ニ安シ、合掌シテ後チ起身ス。事弁ジテ帰堂シ如法ニ披搭シテ坐ス。

これによると、経行は各人の自由に任せている部分が強く、現行のような一斉の抽解・経行の形式は取られていない。こうした坐禅法は、面山の主張を取り入れていたからに他ならない。面山の『洞上僧堂清規考訂別録』には、

禪堂ニ一同ニメグルヲ經行ト云コトハ、一向ニ明朝ノ禪林ノ弊風ニテ、ワケヲシラズ。名ハ經行ナレドモ、実ハ繞行ナリ。繞行ユヘニ、一同ニアリク。經行ハメグルモノニハアラズ。⁽⁴⁵⁾

と、一斉に行なう経行を厳しく批判している。と同時に抽解に関する批判も行なっている。

抽解ハ禪規・勅規ニモ出デテ、一人ヅツ抽身シテ解ルコトニテ、大衆一同ノ勤ニアラズ。僧堂坐禪ノ時ニ、事アレバ一人ヅツ抽解ス。シカルヲを弊規云、経行香ノ完スヲ將テ、魚一鳴シ齊シク抽解トテ、大衆一同ニ休息ス、コレハ古規ニ合セズ。⁴⁵⁾

また、『洞上行法鈔』卷一には、

抽解經行ハ、意ニ隨フ。經行ハ一息半歩、祖訓ナリ、場ハ廊廡ノ下宜シ。抽解ハ坐シナガラ、袈裟ヲ卸シテ、被巾ノ上カ函櫃ノ上ニ安ジテ下牀ス、カヘリテ又如法ニ搭ク。⁴⁶⁾

とあり、現行のよう鐘を鳴らして一斉に行なう形式ではない。

因みに抽解とは、抜き解くことで、具体的には坐禪の間の休憩時間を指し、この間に用便をすませたり衆寮で一休みをする。しかし、先に記したように現行の『行持軌範』にはこの用語はない。

実際、『弁道法』には、

如欲出堂外及赴後架、未離被位之時、先脱袈裟而安被上、合掌而下牀。欲下牀時順転身、而向牀端也。方下脚著鞋而去。出入之次莫見坐禪人之脳後。直須低頭而行。⁴⁷⁾

とある。もしも一斉に单を下りるのであれば、「出入の次いで坐禪人の脳後を見ることなれ」という記述は考えられないであろう。

こうした、経行・抽解に対する黄檗様・明様の批判の対象は、直接には『相樹林清規』「雲堂常規」であると思われる。

維那鳴手磬一声、大衆脱袈裟下床。直堂人鳴魚二下。大衆齊揖經行。余香一寸、魚一下抽解。如此次第循環。⁴⁸⁾

まず、維那の手磬の合図で袈裟をはずして单を下り、直堂の魚（魚鼓）二声の合図で一斉に経行、魚一声の合図で抽解するという。こうした集団指導のやり方がこの時代に黄檗宗の影響を取り入れたと考えられるのである。先に示した『黄檗山内清規』「雜著章第七・堂衆須知」には以下のようにある。

下後門帳、而帰椅子。坐随意、香了二魚、経行、香将完二板、堂衆半坐。魚一鳴上單、閉前門、獻香於仏前。
次閑後門、三板止靜、香完悅衆鳴引磬一声。直日二魚、次開後門、経行香灯持送香、到飯頭寮、問訊渡與香於
飯頭、経行香完又魚一鳴上單。

これによると、香が終わつた魚二声して経行、その後二版して、堂衆は半座し、魚一声して单に上がり坐禪、三版で止静という繰り返しである。

このような坐禪法は、無著道忠『小叢林略清規』卷上「日分清規第二」にも影響している。

香莖尽更欲益坐、則復植半莖。擊尺一下、衆起転身経行。此時或飲啜便利随意。辨事了即入経行。不要久在外。
半莖將盡、擊尺一下、則衆復登座。整坐了、又植香一莖、擊尺三下。⁽⁴⁴⁾

これによると、線香により時間を計り、燃え尽きたら半分の線香を立てて、尺を一下して单を降り経行、若しくは衆寮で休息、その半分の線香が燃え尽きたら、尺を一下して单に上り、整つたところで尺を三下して坐禪に入るのである。鐘ではなく尺である点と経行の時の作法に現行の曹洞宗との違いはあるが、一斉に抽解・経行・止静という形式は同じである。

因みに『勅修百丈清規』にも経行の記述あるがその内容は、

或歸衆寮喫湯藥。或茶堂經行次第歸鉢位。⁽⁴⁴⁾

とあり、坐禪の後衆寮に帰つて湯薬を飲むか、茶堂にて経行するか、という休憩の作法として記されており、一斉

に経行を行うような事は示されない。

以上述べてきたような経行の画一化は、指導の上でその方が単純にやり易いといえよう。僧堂において自由に单を下りるようなことがあれば、直堂を始め指導する側としてはやりにくいのが正直なところではないか。また、近代に入ると一般の参禅者・参禅会も増えてくる。こうした傾向が、指導法の画一化を加速したと考えられる。

なお、「経行法」に関しては、面山が指摘しているように諸清規には確認できない。⁵⁰⁾ これも各人において行なうことことが普通であつたため、画一的な作法が定められていなかつたのであろう。

おわりに

以上見てきたように、僧堂内での配役やその進退も様々な変化を経て現在に至つた。特に「止静」「経行」「抽解」という坐禅を行う上で基本となるものが、実際には近世、厳密には近年になつて定型化した点が上げられよう。

まず、配役や進退・鳴物が変化する理由の一つは、『弁道法』・『瑩山清規』等に詳しい記述がないことによる。伝来当初は、中国式の厳然とした形式があり、当たり前の如く行なわれていた物が、時代が下り多くの寺院や人を経ることにそれらがより曖昧となり、細かな規程を改めて記す必要が生じたと思われる。それは、中世後期から近世初頭にかけての教団の展開と規矩の整備という、時代背景を無視することはできない。その結果が、各寺院での法要の規程・僧堂内での指導の整備という動きであり、『楣樹林清規』・『洞上僧堂清規』の制定に結び付くのである。

その時大きな影響を与えたのが、当時伝来した黄檗宗、明様の禅堂作法である。以前筆者は、「警策」について論じたことがあるが、そこにおいても黄檗様である「香版」がその原型であり、曹洞宗・臨済宗に積極的に取り入

れられる過程が見られた。また木魚に対する玄透則中の批判は有名であるが、現状を見た時、曹洞宗の各寺院には紛れもなく存在している。

このように、様々な法具の影響のみでなく、今回指摘したような坐禅堂での細かな進退にまでその影響が確認できることは、黄檗宗との関係を改めて問い合わせ直す結果ともなった。

【注】

- (1) 『曹洞宗全書』卷四「清規」(三八頁下)
- (2) 『曹洞宗全書』卷四「清規」(二二三頁上)
- (3) 面山「經行軌」『曹洞宗全書』卷一三「注解」四(六二三頁)
　　笛川浩仙「經行について—特に足の運びについて」『宗学研究』一二九(昭和六二年)
- (4) 四時坐禅成立の背景を天台智顥の「立制法十条」に求める指摘もある。池田魯参「天台智顥の「立制法」」
　　『駒澤大学仏教学部論集』第二号・一九七一年)
- 拙稿「宗門儀礼を考える(二)——朝課諷経の変遷①——」『曹洞宗報』一一〇〇五年二月号
- (5) 『道元禪師全集』卷六・四八頁(春秋社本)
- (6) 『道元禪師全集』卷七・一〇一頁(春秋社本)
- (7) Z111.476b
- (8) 『日本の禪語録』卷一「榮西」・三七七頁(講談社)
- (9) 辻善之助『日本佛教史』卷三・中世為之二・九七頁

- (10) 『道元禪師全集』卷六・四八頁（春秋社本）
- (11) 『曹洞宗全書』卷二「宗源・下」四三八頁下
- (12) 『曹洞宗全書』卷四「清規」四三頁上
- (13) 同前、(四四八頁上)
- (14) 同前、(一一三頁上)
- (15) 『訣注禪苑清規』三六六頁〔曹洞宗宗務序〕
- (16) Z111.472a
- (17) 『道元禪師全集』卷六・二〇頁（春秋社本）
- (18) 『訣注禪苑清規』四二頁〔曹洞宗宗務序〕。但し、足の運びは『禪苑清規』卷一「赴粥飯」記載のものとは異なる。
- (19) 『道元禪師全集』卷六・三四頁（春秋社本）
- (20) 『曹洞宗全書』卷四「清規」二八頁下
- (21) Z111.476b
- (22) 『道元禪師全集』卷六・四〇頁（春秋社本）
- (23) 『曹洞宗全書』卷四「清規」三九頁上
- (24) 『曹洞宗全書』卷四「清規」二二三頁下。『永平小清規』「弁道法」も同じ内容を記す。
- (25) 『道元禪師全集』卷六・二六頁（春秋社本）
- (26) 『曹洞宗全書』卷四「清規」四五頁上

- (27) 『道元禪師全集』 卷六・二八頁 (春秋社本)
- (28) 『曹洞宗全書』 卷四 「清規」 二二三頁下
- (29) 同前、二二四頁上
- (30) 同前、二二三頁下
- (31) 拙稿「『梧樹林清規』と『黃檗山内清規』—「雲堂常規」との比較」『宗学研究』三六 (平成六年三月)
なお、『黃檗山内清規』「礼法章第八・堂規」(T82.776a)にも同様の文章があるが、『黃檗山内清規』の方が、より
詳細である。
- (32) 『曹洞宗全書』 卷二 「宗源・下」 四三八頁上
- (33) 『曹洞宗全書』 卷四 「清規」 四四八頁下
- (34) 『道元禪師全集』 卷六・三八頁 (春秋社本)
- (35) 『訳注禪苑清規』 一二五頁 [曹洞宗宗務庁]
- (36) Z111.473C
- (37) Z112.70C
- (38) 『訳注禪苑清規』 一五八頁 [曹洞宗宗務庁]
- (39) 『曹洞宗全書』 卷四 「清規」 五一頁下
- (40) 拙稿「翻刻・聰松院藏『大鑑清規』」「鶴見大学仏教文化研究所紀要」五・一三三頁 (平成十二年)
- (41) 『曹洞宗全書』 卷四 「清規」 二二四頁上
- (42) 『訳注禪苑清規』 二一七頁 [曹洞宗宗務庁]

- (43) 同前、二二一頁
- (44) T48.1144c
- (45) 『曹洞宗全書』卷四「清規」二一八頁下
- (46) 同前、四九頁上
- (47) 『道元禪師全集』卷六・三六頁（春秋社本）
- (48) 『曹洞宗全書』卷四「清規」四四一頁下
- (49) T81.693b
- (50) 『曹洞宗全書』卷四「清規」二〇五頁下
- (51) 拙稿「警策考」『曹洞宗研究員紀要』二七（平成八年七月）